

# 通所リハビリテーションハピネス椿

令和3年4月1日 改定

## 通所リハビリテーション 通常規模の事業所（Ⅰ） 6時間以上7時間未満の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	710	844	974	1,129	1,281
入浴介助加算(Ⅰ)	40				
リハビリテーション提供体制加算	24				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18				
食費	590				
1日あたり合計	1,382	1,516	1,646	1,801	1,953
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×4.7%				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×2.0%				
科学的介護推進体制加算	40単位/月				

介護保険負担割合 1割の方の場合

## 介護予防通所リハビリテーション

	要支援1	要支援2
基本利用料	2,053	3,999
運動器機能向上加算	225	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72	144
1月当たり合計	2,350	4,368
食費	590	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×4.7%	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×2.0%	
利用開始月から12月超の場合	-20	-40

介護保険負担割合 1割の方の場合

※提供時間によって基本利用料は変更致しますので、当事業所までお問い合わせください。

※上記介護サービス費は、自己負担割合によって利用料金が異なります。（1単位は10円）

※新型コロナウイルス感染への対応…基本報酬に0.1%上乗せ（令和3年9月30日まで）

**加算項目（該当する方のみにかかる費用）**

リハビリテーションマネジメント加算A(イ)	6月以内 560単位/月 6月超 240単位/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位/週2回を限度
生活行為向上リハビリテーション実施加算	6月以内 1,250単位/月
若年性認知症利用者受入加算	60単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位
中重度者ケア体制加算	20単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき-47単位
移行支援加算	12単位